



# 熊本県公報

第 1 2 2 1 1 号  
平成 25 年 5 月 7 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 種畜証明書の書換交付…………… (畜産課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… ( " ) 4
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正…………… (県政情報文書課) 4

**公 告**

- 特定調達契約に係る契約相手方の決定…………… (税務課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 6
- 肥料登録事項の変更…………… (農業技術課) 6
- 基本測量の実施…………… (監理課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6

**登 載 依 頼**

- 熊本県環境影響評価審査会の開催…………… (熊本県環境影響評価審査会) 7
- 平成 25 年度第 1 回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催…………… (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 7
- 特定調達 (W T O) 案件の落札結果の公告…………… (熊本北警察署会計課) 7
- 熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 8
- 熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託に係る一般競争入札の実施…………… ( " ) 8

**正 誤**

- 平成 25 年 3 月 22 日熊本県告示第 256 号 (保安林の指定の解除の予定) 中…………… (森林保全課) 33

## 告 示

**熊本県告示第 5 1 2 号**  
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。  
平成 25 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所ほのは 八代市植柳新町一丁目 3 号 6 番地	有限会社やすらぎ	平成 25 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 3 号**  
家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 2 0 9 号) 第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公示する。  
平成 25 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種畜の名称 (証明書番号)	申請の事由	(新)	(旧)
薩摩錦 (10244543639)	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 有限会社錦江ファーム 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所
光金晴 (11261423973)	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 有限会社錦江ファーム 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074 南さつま家畜人工授精所

**熊本県告示第 5 1 4 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 海辺ん家 天草市御所浦町御所浦 2 9 3 6 番地 地の 9	有限会社倉本建設	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 5 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス 海辺ん家 天草市御所浦町御所浦 2 9 3 6 番地 地の 9	有限会社倉本建設	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 6 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
茶話本舗デイサービス八代亭 八代市麦島西町 1 4 - 6	株式会社彩・ケア・コーポ レーション	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 7 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター倉岳 天草市倉岳町棚底 1 9 9 7 番地 1	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター倉岳 天草市倉岳町棚底 1 9 9 7 番地 1	社会福祉法人天草市社会 福祉協議会	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 1 9 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
N P O 法人 サークルフェスタ 八代市新町 6 番 1 8 号	特定非営利活動法人サー クルフェスタ	平成 2 5 年 5 月 1 日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
N P O 法人 サークルフェスタ 八代市新町 6 番 1 8 号	特定非営利活動法人サー クルフェスタ	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 2 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
N P O 法人 サークルフェスタ 八代市新町 6 番 1 8 号	特定非営利活動法人サー クルフェスタ	平成 2 5 年 5 月 1 日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
N P O 法人 サークルフェスタ 八代市新町 6 番 1 8 号	特定非営利活動法人サー クルフェスタ	平成 2 5 年 5 月 1 日

**熊本県告示第 5 2 1 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 5 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字下毛 1 7 6 番 1 地先から 同所 2 0 8 番 1 地先まで	155.1	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 5 月 7 日

**熊本県告示第522号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字上ノ久保 749番地先から 球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 275番2地先まで	85.1	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年5月10日

**熊本県告示第523号**

平成22年6月25日熊本県告示第648号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成25年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

表熊本県准看護師試験の項及び歯科技工士国家試験の項中「医療政策総室」を「医療政策課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県税務嘱託員（県税窓口））の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（行政連絡・県政案内）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（大空港構想推進事業）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	交通政策課
-------------------------	------------	------------	-------

表熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園夜間指導員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園心理判定員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	子ども家庭福祉課
熊本県非常勤職員採用試験（清水が丘学園児童指導員）	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	子ども家庭福祉課

表熊本県非常勤職員採用試験（医療安全相談嘱託員）の項中「医療政策総室」を「医療政策課」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（介護サービス情報の公表事務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（現任介護職員等研修支援事業管理嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	高齢者支援課
熊本県非常勤職員採用試験（介護職員処遇改善加算適正化事業管理嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	高齢者支援課

表熊本県非常勤職員採用試験（在宅療養支援体制づくり補助嘱託職員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（訪問看護推進体制整備支援事業補助嘱託職員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	認知症対策・地域ケア推進課
------------------------------------	------------	------------	---------------

表熊本県非常勤職員採用試験（環境センター非常勤職員（司書））の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県地下水保全嘱託職員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	環境立県推進課
熊本県非常勤職員採用試験（環境センター非常勤職員（案内業務等専門員））	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	環境立県推進課

表熊本県非常勤職員採用試験（水俣病総合対策医療事業給付関連業務）の項中「水俣病総合対策医療事業給付関連業務」を「給付担当職員」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県産業技術センター非常勤研究員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県国際交流専門員採用試験）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県アジアビジネス支援推進員）	総合得点及び順位	合格発表の日 から 1 月	国際課
-------------------------------	----------	------------------	-----

表熊本県非常勤職員採用試験（産業技術センター非常勤研究員）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（熊本県連続立体交差事業事務嘱託員）の項を削る。

**公 告**

**熊本県公告第 2 6 6 号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
名称 熊本県総務部市町村・税務局税務課  
所在地 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 2 5 年 3 月 2 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
住 所 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 5 随意契約に係る金額  
7 9 , 6 6 7 , 2 8 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による。

**熊本県公告第 2 6 7 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字福富字横道 9 7 2 番 2、同 9 7 2 番 4、同 9 7 4 番 2、同 9 7 5 番 1、同 9 7 5 番 2、同 9 7 6 番の一部、同 9 7 7 番、同 9 7 8 番、同 9 7 9 番、同 9 8 0 番、同 9 8 1 番、同 9 8 2 番、同 9 8 3 番、同 9 8 4 番、同 9 8 5 番、同 9 8 6 番、同 9 8 7 番の一部、同 9 8 7 番 2 の一部、同 9 8 8 番、同 9 8 9 番、同 9 9 0 番 7、同 9 9 1 番、同 9 9 2 番、同 9 9 3 番、同 9 9 3 番 2、同 9 9 4 番、同 1 0 0 1 番 1、同 1 0 0 1 番 3、同 1 0 0 2 番 1、大字惣領字南野稲迫 1 7 7 1 番 1 の一部及び 1 7 7 1 番 3 の一部  
3 1 , 6 4 2 . 8 3 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字宮園 7 0 2 番地  
益城町

熊本県公告第 2 6 8 号

上益城郡甲佐町に事務所を置く甲佐町土地改良区理事長池田春水から平成 2 5 年 4 月 1 6 日付けで申請のあった定款の変更については、平成 2 5 年 4 月 2 4 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 0 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 2 6 9 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公告する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第 1 4 4 8 号	炭酸カルシウム肥料	誠信炭酸苦土石灰	誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿 1 5 6 番地 1	住所 (新) 岐阜県羽島市足近町南宿 1 5 6 番地 1 (旧) 愛知県豊橋市東小鷹野四丁目 6 番地の 2	平成 2 5 年 4 月 1 日
熊本県肥第 1 4 4 9 号	炭酸カルシウム肥料	誠信粒状炭酸苦土石灰	誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿 1 5 6 番地 1	住所 (新) 岐阜県羽島市足近町南宿 1 5 6 番地 1 (旧) 愛知県豊橋市東小鷹野四丁目 6 番地の 2	平成 2 5 年 4 月 1 日

熊本県公告第 2 7 0 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土院院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (空中写真撮影・オルソ作成)	平成 2 5 年 5 月 2 0 日から 平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで	熊本市、八代市、山鹿市、菊池市、宇土市、阿蘇市、美里町、和水町、大津町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町

熊本県公告第 2 7 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 5 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島宇北屋敷 1 6 5 3 番 1、1 6 5 3 番 3、1 6 5 3 番 5、1 6 5 3 番 6 及び 1 6 5 3 番 4 の一部  
1, 0 0 0. 0 7 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字上仲間 8 5 3 番地 4  
西本 幸弘

熊本市中央区八王寺町21番3号  
富島 勉

**登載依頼****熊本県環境影響評価審査会公告第1号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。  
平成25年5月7日

熊本県環境影響評価審査会会長 逸 見 泰 久

- 1 開催日時  
平成25年5月13日（月）午前10時10分から11時40分まで
- 2 開催場所  
熊本県八代市西片町1660  
県南広域本部八代地域振興局5階大会議室
- 3 審議内容  
「八代市環境センター建設事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。  
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）  
電話096-333-2268

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第1号**

平成25年度第1回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成25年5月7日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 高 木 一 孝

- 1 開催日時  
平成25年5月15日（水）  
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 3 議題  
平成25年4月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。  
(3) 会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話096-333-2240）

**特定調達（WTO）案件の落札結果の公告****熊北会第36号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11

条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年5月7日

熊本北警察署長 池部 正剛

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成25・26年度 熊本北警察署庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本北警察署会計課会計係（熊本北警察署2階）  
郵便番号 860-0843 熊本市中央区草葉町5番13号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
熊本市中央区大江六丁目24番19号 九州綜合サービス株式会社
- 5 落札金額  
13,458,270円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
平成25年1月25日

#### 熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年5月7日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
住所 〒862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成25年5月21日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。



一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月7日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局  
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係  
住所 〒862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話 096-381-0110 内線(2443)  
FAX 096-381-2048
- (3) 業務委託の内容  
熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
- (4) 委託期間  
契約締結の日から平成26年3月31日まで
- (5) 履行場所  
熊本県警察本部情報管理課
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(2)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者に限り、紙入札により入札することができる。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等不得使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 委託業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定  
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。

## 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録された者であること。  
ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
公告の日から平成25年5月21日(火)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
  - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- (5) 過去5年間において、本システムと同程度の機能（登録、修正・削除、検索、出力機能等）を有するシステムを開発又は改修した実績を有する者であること。
- (6) 機能証明書の内容を満たしていること。
- (7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
- イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
- エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

### 3 入札参加のための確認申請

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- イ 履行証明書、契約書及び仕様書の写し（別添1）
- ウ 機能証明書（別添2）
- エ 役員等一覧（別添3）

#### (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからエまでに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)イからエに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、(1)イからエの書類の目録を(1)アに添付して電子入札システムにより提出し、(1)イからエの書類は、提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札する場合は、(1)アからエに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から平成25年5月31日（金）午後1時まで

#### (4) 提出先

1(2)に掲げる入札・契約担当部局

#### (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札説明書及び入札書等の様式の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年6月17日（月）午後5時まで行う。

#### (2) 入札の方法等

##### ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年6月17日（月）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

##### イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成25年6月18日（火）午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課OA研修室（熊本県警察本部庁舎9階）

##### (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年6月17日（月）までに必着とし1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名

- 称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等  
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。  
なお、本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格をもつて申込みをした者であっても落札者とならない場合がある。
- (8) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること  
（本公告に係る入札・契約担当部局）  
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係  
電話 096-381-0110（内線2443）  
FAX 096-381-2048
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話 096-333-2581

FAX 096-381-9010

- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話 096-373-2032

FAX 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

- (1) Contract Name:

Kumamoto Prefectural Police Consulting Information Bulk Administration System Contract for Development

- (2) Deadline for development:

March. 31th, 2014

- (3) Date and place to submit bidding:

June. 18th, 2013, 10:00a. m.

Kumamoto Prefectural Police

9th floor OA training Room

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862-8610 Japan

- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):

June. 17th, 2013

- (5) Language and currency to be use for bidding:

Japanese language and currency only

- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:

Kumamoto Prefectural Police

Police Administration Department

Information Management Division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862-8610 Japan

Tel. 096-381-2048

熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託  
に係る要求仕様書

熊本県警察本部  
情 報 管 理 課

- 1 委託業務名  
熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託
- 2 委託業務概要  
熊本県警察において、簿冊によって管理されている警察安全相談、地域警察官の勤務日誌（活動記録）、職務質問カード等を既存情報と併せてデータベース化し、情報の共有化を図るシステムの開発に係る業務を委託するものである。
- 3 委託期間  
契約締結日の翌日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 業務委託内容（業務委託の範囲は、別紙「業務委託の範囲」のとおり）
  - (1) システム基本設計（全体）
    - ア 機能設計
    - イ 画面設計
    - ウ 帳票設計
    - エ 既存システム連携設計
    - オ 運用設計
    - カ セキュリティ設計
  - (2) システム詳細設計（機能単位）
    - ア 情報検索データベース
      - (ア) DB/Table 設計
      - (イ) 既存システムとの連携設計
      - (ウ) Backup/Restore 機能設計
      - (エ) DB/Table メンテナンス設計
      - (オ) 情報検索エンジン設計
      - (カ) 履歴照会記録等設計
    - イ マスタ管理
      - (ア) 警察本部・所属・勤務員マスタ設計
      - (イ) ログインマスタ（勤務員・管理者）設計
      - (ウ) 機能・権限マスタ設計
      - (エ) 画面・マスターメンテナンス機能設計
    - ウ 情報の取込み・出力
      - (ア) 情報取込み・出力画面設計
      - (イ) 既存システムからの取込み機能設計
      - (ウ) 警察庁警察安全相談システムへの出力設計
      - (エ) ストーカー・DV 等管理システムへの出力設計
    - エ 帳票作成出力
      - (ア) 帳票作成出力画面設計
      - (イ) 勤務日誌作成・出力設計
      - (ウ) 当直日誌作成・出力設計
      - (エ) 職質カード出力設計
      - (オ) 警察安全相談関連帳票出力設計
      - (カ) ストーカー・DV 等関連帳票出力設計
      - (キ) 告訴・告発関連帳票出力設計
      - (ク) 照会記録等出力設計
    - オ 情報入力・修正・削除
      - (ア) 情報入力・修正・削除画面設計
      - (イ) 勤務員情報等入力・修正・削除設計
      - (ウ) 勤務日誌関連情報入力・修正・削除設計

- (エ) 当直日誌入力・修正・削除設計
- (オ) 職質カード入力・修正・削除設計
- (カ) 警察安全相談関連情報入力・修正・削除設計
- (キ) ストーカー・DV等関連情報入力・修正・削除設計
- (ク) 告訴・告発関連情報入力・修正・削除設計
- カ 情報検索
  - (ア) 情報検索画面設計
  - (イ) 情報検索処理設計
  - (ウ) 情報検索結果出力（一覧含む。）設計
  
- (3) プログラム開発
  - ア 情報検索データベース構築
    - (ア) DB/Table構築
    - (イ) Backup/Restore機能
    - (ウ) DB/Tableメンテナンス機能
    - (エ) 情報検索エンジン機能
  - イ 情報の取込み・出力機能
    - (ア) 既存システムからの取込み機能
    - (イ) 警察庁警察安全相談システムへの出力機能
    - (ウ) ストーカー・DV等管理システムへの出力機能
  - エ 帳票出力機能
    - (ア) 帳票出力画面
    - (イ) 勤務日誌出力機能
    - (ウ) 当直日誌出力機能
    - (エ) 職質カード出力機能
    - (オ) 警察安全相談関連帳票出力機能
    - (カ) ストーカー・DV等関連帳票出力機能
    - (キ) 告訴・告発関連帳票出力機能
    - (ク) 履歴照会記録等出力機能
  - オ 情報入力・修正・削除機能
    - (ア) 情報入力・修正・削除画面
    - (イ) 勤務員情報等入力・修正・削除機能
    - (ウ) 勤務日誌関連情報入力・修正・削除機能
    - (エ) 当直日誌入力・修正・削除機能
    - (オ) 職質カード入力・修正・削除機能
    - (カ) 警察安全相談関連情報入力・修正・削除機能
    - (キ) ストーカー・DV等関連情報入力・修正・削除機能
    - (ク) 告訴・告発関連情報入力・修正・削除機能
  - カ 情報検索機能
    - (ア) 情報検索画面
    - (イ) 情報検索処理機能
    - (ウ) 情報検索結果出力（一覧含む。）機能

- (4) システム動作試験
  - ア 試験仕様書作成
  - イ 単体・結合試験CheckList作成
  - ウ 単体試験
  - エ 結合試験
  - オ 総合試験
  - カ 試験結果報告書作成

- (5) 操作説明書作成
  - ア 管理者用操作説明書作成
  - イ 担当者用操作説明書作成

- (6) 操作教養支援
  - ア 管理者向け操作教養
  - イ 担当者向け操作教養

## 5 システム要件

### (1) システム形態

- ア 業務システムの形態は、WEBアプリケーション方式とすること。
- イ 耐障害性に十分配慮したシステムであること。
- ウ 既存のグループウェア、各業務システム及びネットワークに影響を与えないこと。

### (2) システム性能

- ア 端末装置数は約 3, 0 0 0 台、最大同時接続数は 5 0 0 台の運用が可能であること。
- イ 年間の処理件数を 6 0 万件以上とすること。
- ウ アクセスログは 6 年間保存すること。
- エ システムのバックアップ、リストアについてはバックアップソフトウェア（コンピュータ・アソシエイツ製ARCserve等）を利用し、早急に復旧が完了すること。
- オ 日次処理（バックアップを含む。）は 3 時間以内に完了すること。また、個別のバッチ処理の異常終了時に再処理が容易に可能であること。

### (3) システム運用

- ア システムの運用時間は、メンテナンス時を除き 2 4 時間とすること。
- イ 電磁的記録媒体によるデータ受理に対応できること。  
また、当該電磁的記録媒体が自己復号型暗号化処理された状態であってもデータ授受が可能であること。
- ウ 任意のタイミングでシステムを再起動することが可能であること。
- エ サーバの障害等により、すべてのソフトウェアを再インストールする必要がある場合、容易に再インストールできるようにリストア用媒体を作成すること。  
なお、本システム用に別途調達する機器を対象とする。
- オ 障害時の対応マニュアル及び障害復旧手順を詳細に記載した運用手順書を作成し、情報管理課職員に対して十分な指導教養をすること。
- カ 本システムは、関連する各種既存システムとのデータ連携が必要不可欠となることから、該当する関連システムの管理担当者及びシステム構築業者との調整を図ること。  
なお、これに伴い発生する一切の費用は、本委託業務を受注した者（以下「乙」という。）の負担とする。

## 6 システム技術要件

### (1) システム技術要件

- ア 別途調達する本システム用サーバ及び関連機器（以下「サーバ等」という。）において、利用していないサービス等については停止するなど、必要最小限の設定にすることを考慮すること。
- イ 本システム開発によるサーバ等の OS、ミドルウェアの設定については事前に熊本県警察（以下「甲」という。）の承認を得ること。
- ウ 本仕様書に記載されている事項以外のシステム技術仕様については、甲と協議を行うこと。

### (2) 開発環境等

- ア 開発言語は J a v a、HTML及びXMLとし、機能実現のため必要であれば甲の承認



を得た上で、一部その他言語（C、C++、VB、VBScript等）を利用しても良い。

なお、著作権等の関係で外部に公開できない技術は使用しないこと。

イ 開発指導教養を情報管理課職員に対して実施すること。

ウ システム開発に当たっては、機能追加、改修などを考慮し、拡張性を有した設計とすること。

エ その他、委託内容に関する細やかな事項や作業中に発生する事項等については、その都度、甲と協議を行うこと。

## 7 システム動作環境

### (1) サーバー等

#### ア 本運用サーバー

本運用サーバーは、平成 25 年度に別途調達し、熊本県警察本部情報管理課電算室内に設置の上、平成 26 年 1 月から稼働させる予定である。

なお、調達するサーバ等の想定するスペック等については下表のとおりであるが、本システムを稼働させるために、ソフトウェア等が他に必要である場合には、乙の負担により準備すること。

DBサーバー	
機器	NEC製 Express5800/R120d-2M 相当品
LAN	1000BASE-T 2つ以上
OS	Windows Server 2008 R2 Enterprise
CPU	Xeon プロセッサE5-2690 相当を1個以上
メモリ	24GB以上
HDD	4TB以上 (RAID構成)
光学ドライブ	DVD-ROM 8倍速以上
RDBソフト	Oracle 10g
ウイルス対策ソフト	Server Protection for Windows
増設電源ユニット	無停電電源装置と連携

APサーバー	
機器	NEC製 Express5800/R120d-2M 相当品
LAN	1000BASE-T 2つ以上
OS	Windows Server 2008 R2 Enterprise
CPU	Xeon プロセッサE5-2690 相当を1個以上

メモリ	24GB以上
HDD	1.5TB以上 (RAID構成)
光学ドライブ	DVD-ROM 8倍速以上
ウイルス対策ソフト	Server Protection for Windows
増設電源ユニット	無停電電源装置と連携
備考	APサーバーについては、仮想サーバーを構築し、乙において任意の設定及びWEBサービス等の導入を行うこと。

## イ 開発用サーバー

開発用サーバーは仮想サーバーであり、テスト環境として使用する。

なお、開発用サーバーは、熊本県警察本部情報管理課電算室内に既設のサーバーである。

仮想OS	Windows Standard sp2
仮想メモリ	2GB
仮想HDD	150GB
光学ドライブ	DVDドライブ
RDBソフト	Oracle 10g
WEBサービス	Apache Tomcat6

## (2) 既存端末装置

## ア WindowsXP端末

導入年度	平成19年度	平成19年度	平成20年度
機種	NEC製 PC-VY16AWZE3	NEC製 PC-MY18RBZETU83	富士通製 FMV-C8250
OSバージョン	Professional sp2	Professional sp2	Professional sp2
CPU	Core2 T5500 1.66GHz	Core2 4300 1.80GHz	Core2 T5500 1.66GHz
メモリ	512MB	512MB	512MB
ブラウザ	IE6.0	IE6.0	IE6.0
DB接続ソフト	Oracle Client 8i	Oracle Client 8i	Oracle Client 8i

主なソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2003</li> <li>・一太郎2007</li> <li>・AdobeReader8</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2003</li> <li>・一太郎2007</li> <li>・AdobeReader8</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2003</li> <li>・一太郎2008</li> <li>・AdobeReader8</li> </ul>
台数	1, 0 4 7 台	5 2 台	3 4 5 台

## イ Windows7端末

導入年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
機種	NEC製 PC-VY22GXZCA	NEC製 PC-VK21LXZCC	NEC製 PC-VK24LAZCE
OSバージョン	Professional spl	Enterprise spl	Professional spl
CPU	Corei3 M350 2.27GHz	Corei3 2310M 2.10GHz	Corei3 2370M 2.40GHz
メモリ	2GB	3GB	3GB
ブラウザ	IE8.0	IE8.0	IE9.0
DB接続ソフト	Oracle Client 10g	Oracle Client 10g	Oracle Client 10g
主なソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2007</li> <li>・一太郎2010</li> <li>・AdobeReader9</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2007</li> <li>・一太郎2010</li> <li>・AdobeReaderX</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Office2007</li> <li>・一太郎2010</li> <li>・AdobeReaderX</li> </ul>
台数	2 3 6 台	7 7 0 台	6 0 5 台

## (3) ネットワーク関係

回線速度	所属
1 0 0 Mbps	警察本部庁舎、熊本北警察署、熊本南警察署及び熊本東警察署
3 0 Mbps	運転免許センター、玉名警察署、荒尾警察署、山鹿警察署、菊池警察署、大津警察署、阿蘇警察署、御船警察署、宇城警察署、八代警察署及び天草警察署
6 Mbps	小国警察署、高森警察署、山都警察署、氷川警察署、芦北警察署、水俣警察署、人吉警察署、多良木警察署、上天草警察署及び牛深警察署
3 Mbps	鉄道警察隊、航空隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校
1 Mbps	交番及び駐在所

## 8 ソフトウェア仕様

### (1) 共通機能

共通する機能要件及び機能全般における要件は次のとおりとする。

なお、システム設計において必要な設計方針、各種命名規則、コーディング規約、設計内容等については甲と協議し、承諾を得ること

ア 各種機能において、各項目のエラーチェック、各項目間の関連チェック及びデータの整合性をチェックすること

イ 端末装置における項目の選択・決定は可能な限り簡易な入力方法であること

ウ 端末装置の画面を考慮し、見やすい画面レイアウトであること

エ 応答時間を考慮し、送信する画面は必要最低限にすること

オ 選択項目やコード及びその日本語表示内容については追加・変更・削除（市町村合併、政令指定都市移行の対応、外字コードの追加等）することを考慮し、大規模なシステム改修をせず、可能な限り情報管理課職員がテーブルメンテナンス等により対応可能とすること

カ 各照会機能及び登録時の検索条件については、部分一致の検索を可能とすること

ク 印字出力ファイルはマイクロソフト製EXCEL形式とする。

なお、印刷機能を実現するため、EXCEL形式以外の形式が必要である場合は甲と協議の上、承諾を得ること

(2) システム機能

サブシステム名	要 求 機 能
情報検索サブシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本システムの各サブシステムから登録された情報を保管する。</li> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 検索対象を全情報及び各サブシステム等から登録された情報種別ごとに指定できること</li> <li>○ 検索した結果の必要項目を一覧表示し、一覧表示から選択して、詳細情報を表示できること</li> <li>○ 全文検索及び部分一致検索ができること</li> <li>○ アクセス権限に応じて、一覧印字、詳細情報印字ができること</li> <li>○ 一覧表示内容を E X C E L 形式で出力できること</li> <li>○ 既存システム（110番通信指令システム等）から必要な情報の取り込みができること（記録媒体及びオンラインにより、既存システムから C S V 形式で提供する。）</li> </ul>
地域警察官勤務日誌サブシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 各交番等の班単位に、活動内容が記録できること</li> <li>○ 班ごとに班員の登録ができること</li> <li>○ 年月日、時間、端緒、事案名、事案詳細、活動内容、結果、班番号、班員（担当者）が記録でき、年月日を指定して、甲が指定する様式（勤務日誌）で印字又は E X C E L 形式で出力できること</li> <li>○ 登録された時間から、活動時間を自動集計できること</li> <li>○ 警察安全相談サブシステム、職務質問票作成サブシステム及び既存の交通事故事件捜査管理システムから、必要情報を活動内容に転載できること</li> </ul>
警察本部、警察署当直日誌サブシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 取扱事案等を記録でき、甲が指定する様式（処理報告書）で印字又は E X C E L 形式での出力ができること</li> <li>○ 取扱事項の件数等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式での出力できること</li> </ul>
警察安全相談管理サブシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 相談ごとに、相談者の人定、相談内容、担当者等を記録できること</li> <li>○ 継続しての相談があった場合、一連の相談として記録できること（継続対応カード）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談の内容等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式で出力できること</li> <li>○ 各相談について、相談内容に応じて緊急性等を判断し、処理状況の把握ができること</li> <li>○ 警察庁相談情報管理業務へ必要情報の提供が可能であること（記録媒体による提供）</li> <li>○ 相談内容が、ストーカー・DV 等関係であれば、ストーカー・DV 等事案管理サブシステムへ必要情報の提供ができること（オンラインによる提供）</li> <li>○ 登録された相談内容について、人定、日時、場所、フリーワード等で検索できること</li> <li>○ 検索した結果の必要項目を一覧表示し、一覧表示から選択して、詳細情報を表示・印字できること</li> <li>○ 甲が指定する統計機能を有すること</li> </ul>
<p>告訴・告発管理サブシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 告訴・告発ごとに、告訴・告発者の人定、告訴・告発内容、担当者等を記録できること</li> <li>○ 告訴・告発の内容等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式で出力できること</li> <li>○ 各告訴・告発について、処理状況の把握ができること</li> </ul>
<p>ストーカー・DV 等事案管理サブシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること</li> <li>○ 警察安全相談管理サブシステムからの必要情報の提供受け入れ及び本サブシステムへの新規での入力を可能とすること</li> <li>○ 事案内容に応じてランク付けし、ランクごとに処理状況の把握ができること</li> <li>○ 継続して対応が必要な場合は、その対応状況の記録ができること</li> <li>○ 事案ごとに甲が指定する様式（認知報告書及び継続対応カード）で印字又は E X C E L 形式での出力ができること</li> </ul>
<p>職務質問票（カード）管理サブシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職務質問において、必要な情報を記録でき、甲が指定する様式（職務質問票（カード））で印字又は E X C E L 形式での出力ができること</li> <li>○ 地域警察官勤務日誌サブシステムの活動内容欄へ必要な情報を転載できること</li> </ul>
<p>照会記録管理サブシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アクセスログから照会記録の点検に必要な情報を出力できること（C S V 形式）</li> </ul>
<p>勤務員情報管理サブシステム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各サブシステムで利用する勤務員（交番勤務員、当直担当者等）の人定情報を既存の人事管理システムから抽出し、既存のデータで不足している情報を加え登録する。（人事管理システムとのイン</li> </ul>

ターフェースについては、甲から提供する。)

#### 9 サポート対応

乙は、本番運用開始後 1 年間は次の対応を無償で実施すること。ただし、潜在的な不具合及び乙の作業に起因してシステムが正常に動作しなくなった場合は、本番運用開始後 1 年間経過後であっても、甲と協議の上、同様の対応を行うこと。

- (1) 乙は、本番運用開始までに操作説明書を作成し、関係勤務員の基礎教育及び操作訓練を実施すること。  
なお、日程及び対象者については甲が決定する。
- (2) 乙は、甲の求めに応じ、受注したシステムの管理、運用方法等に関する質疑に答えるほか、システムを円滑に運用できるよう、電話、FAX、メール等の方法により、必要に応じて助言及び現地への作業員派遣等を行うこと。

#### 10 障害発生時の対応

- (1) 乙は何らかの原因でシステムが正常に動作しなくなった場合又は正常に動作しなくなるおそれがある場合(いずれも使用する者の重大な過失等による場合を除く。)は、乙の責任においてシステムが完全な機能を保つよう必要に応じて対応すること。ただし、別途契約対象である機器のハードウェアメンテナンス作業については除く。
- (2) 乙は、システムが正常に動作しなくなった原因(正常に動作しなくなるおそれがある場合を含む。)がシステムのプログラムにあるかそれ以外にあるか明確に判断できないときは、機器調達業者又は連携する他システムの受託者と十分調整を図り、原因の切り分けを行い、迅速に対応すること。
- (3) 乙は、サポート技術情報(修正モジュール、アップデートモジュール等)の問い合わせに回答すると共に、システム運用上の障害を未然に防ぐため、リビジョンアップ等を行い対応すること。
- (4) 乙は、委託開発したシステムにセキュリティの脆弱性が発見された場合、乙の責任において、セキュリティ対策を実施すること。
- (5) 乙は、常時連絡の取れる体制を確立し、その体制及び連絡先について甲に明示すること。
- (6) 乙は、甲の障害対応要請を受けてから速やかに現地で復旧作業を開始すること。

#### 11 服務関係

- (1) 今回、乙は、契約締結後、速やかに管理責任者を定め、管理責任者を記載した体制表、工程表及び担当者名簿(任意様式)を甲に提出し、その承認を受けること。
- (2) 管理責任者は、情報システム技術及びデータ整備技術に精通した者とする。
- (3) 管理責任者は、担当者に対する関係法令の運用について一切の責任を負うものとする。

#### 12 調査権

甲は、委託した業務の進捗状況について随時に調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をすることができるものとする。

#### 13 電子計算機の適正使用

乙は、当契約に関する業務を履行する目的以外に、甲が保有する電子計算機等(電話、パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機等)を使用してはならない。

#### 14 データのセキュリティ

乙は、甲が保有する電子計算機等に保存されているデータ(職員情報、プログラム等)の漏えい、滅失、毀損等をしてはならない。

また、当契約に関する業務を履行する目的以外に、データを複写又は使用してはな

らない。

#### 15 秘密の保持

- (1) 乙は、甲が承認した場合を除き、受託業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 乙は、当契約に関する業務に従事する担当者に対して、前(1)の義務を遵守させるため秘密保持契約を締結させる等、万全の措置を講じること。

#### 16 入退室

乙は、業務に関係のない執務室へ入退してはならない。

#### 17 権利義務譲渡の禁止

乙は、甲の承諾なく、当契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### 18 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、甲は、当契約を解除することができる。

- (1) 乙が自己の責めに帰する理由により当契約に違反した場合
- (2) 乙の委託業務の実施が著しく不当であると認められた場合
- (3) 乙から契約解除の申し出があった場合
- (4) 甲において受託業務を継続する必要がなくなった場合
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 乙が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は使用人が乙の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

#### 19 損害賠償

乙が、自己の責めに帰すべき理由により甲に損害を与えた場合は、乙は、当該損害を甲に対して賠償しなければならない。

#### 20 作業要件

- (1) 乙は、速やかに開発の詳細スケジュールを作成の上、甲と十分に調整すること。
- (2) 乙は、業務推進に当たり、定期的に甲と打合せを行い、システム開発の進捗状況及び計画について報告するものとする。また、打合せにおいては、その都度議事録を作成し、甲の承認を得なければならない。
- (3) 乙は、システム開発において問題が発生した場合、疑義が生じた場合及び開発スケジュールを変更する必要が生じた場合には、遅滞なくその旨を甲に書面で報告すると共に、指示又は承認を受けること。

#### 21 著作権等

- (1) 著作権



ア 乙が、本委託に基づくソフトウェア開発において新規に作成したプログラム及び文書等に関する著作権について、乙はこれを甲に譲渡するものとする。この場合、譲渡される権利には、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む。

イ 乙が、本委託に基づくソフトウェア開発において新規に作成したプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール等について、乙が従来から権利を有していたルーチン、モジュール等、パッケージソフト等及び乙固有の知識・技術に関する著作権については、乙に留保できるものとする。

ウ 乙は、本委託に基づくソフトウェア開発において新規に作成したプログラム等に関するアイデア、ノウハウ、仕様等を利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）などを行うことができるものとする。

エ 乙は、本条項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者の権利侵害

乙は、第三者から本件成果品に関し、権利侵害に関する訴えが生じた場合は、乙の責めにおいて解決すること。

22 仕様変更等

(1) 仕様変更

やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲の承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、甲の指示に従うこと。

(3) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議すること。

23 成果品（提出物）

成果品の作成に当たっては、MS-WORD、EXCEL 等一般的な OA ソフトで作成すること。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) システム基本設計書         | 2 部 |
| (2) システム詳細設計書         | 2 部 |
| (3) プログラムソース          | 2 部 |
| (4) 試験結果報告書           | 2 部 |
| (5) 管理者用操作説明書         | 2 部 |
| (6) 担当者用操作説明書         | 2 部 |
| (7) (1)～(6)を記録した CD-R | 2 枚 |

24 本仕様書の担当

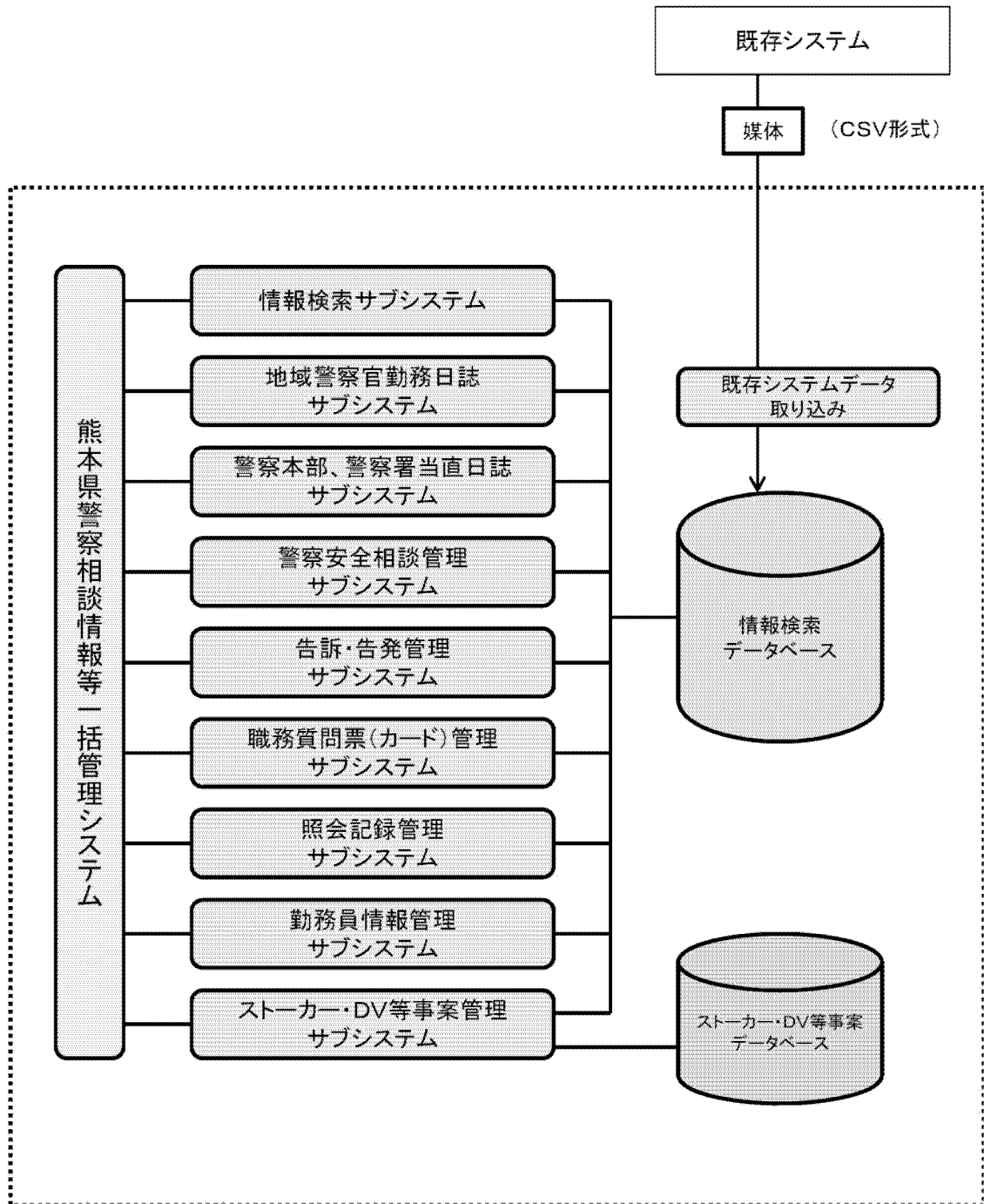
熊本県警察本部警務部情報管理課 電算システム運用係

Tel.096-381-0110 内線 2443

電子メールアドレス kph001@bronze.ocn.ne.jp

別紙

### 業務委託の範囲



※ 点線で囲まれた部分が、委託範囲(データベースのハードウェアは別途調達)

別紙様式 1

平成 年 月 日

### 競争入札参加資格確認申請書

熊本県警察本部情報管理課長 様

(申請者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名 印  
注) 電子システムで提出する場合は「印」は不要です。

平成 25 年 月 日付けで公告のありました熊本県警察相談情報等一括管理システムの開発業務委託の一般競争入札に係る競争入札参加資格について必要書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 会社更生法に基づく更正手続開始の有無 有 無
- 2 民事再生法に基づく再生手続開始の有無 有 無
- 3 熊本県物品購入契約及び業務委託契約に係る指名停止の有無 有 無
- 4 過去 5 年間に於いて、本システムと同程度の機能（登録、修正・削除、検索、出力機能等）を有するシステムを開発又は改修した実績を有する者であることを証明する書類  
《添付書類》 履行証明書、契約書及び仕様書の写し（別添 1）
- 5 機能証明書  
仕様書に対する機能証明書（別添 2）
- 6 暴力団員等又は暴力団密接関係者の有無、暴力団又は暴力団員等との関係の有無、暴力団又は暴力団員等への利益供与の有無、暴力団又は暴力団員等の利用等の有無 有 無  
《添付書類》 役員等一覧（別添 3）

別添 1

### 履 行 証 明 願

平成 年 月 日

様

(申請者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託に係る一般競争入札に参加するにあたり、入札参加資格確認を申請するため、熊本県警察本部情報管理課長に提出する必要がありますので、下記のとおり当社が履行したことを証明願います。

記

### 履 行 証 明 書

- 1 業務名
- 2 契約金額 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)
- 3 契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 履行場所
- 5 その他必要事項 ○○ ←業務内容に応じて必要な事項を記入する。

上記の業務とおり申請者が誠実に履行したことを証明する。

平成 年 月 日

所 属  
所属長職氏名

印

※熊本県警察本部情報管理課への提出にあたっては、契約書及び仕様書の写しを添付すること。

別添 2

機能証明書

サブシステム名	要 求 機 能	回 答
情報検索サブシステム	本システムの各サブシステムから登録された情報を保管する。	
	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	検索対象を全情報及び各サブシステム等から登録された情報種別ごとに指定できること	
	検索した結果の必要項目を一覧表示し、一覧表示から選択して、詳細情報を表示できること	
	全文検索及び部分一致検索ができること	
	アクセス権限に応じて、一覧印字、詳細情報印字ができること	
	一覧表示内容を EXCEL 形式で出力できること	
	既存システム（110 番通信指令システム等）から必要な情報の取り込みができること（記録媒体及びオンラインにより、既存システムから CSV 形式で提供する。）	
地域警察官勤務日誌サブシステム	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	各交番等の班単位に、活動内容が記録できること	
	班ごとに班員の登録ができること	
	年月日、時間、端緒、事案名、事案詳細、活動内容、結果、班番号、班員（担当者）が記録でき、年月日を指定して、熊本県警察（以下「甲」という。）が指定する様式（勤務日誌）で印字又は EXCEL 形式で出力できること	
	登録された時間から、活動時間を自動集計できること	
	警察安全相談サブシステム、職務質問票作成サブシステム及び既存の交通事故事件捜査管理システムから、必要情報を活動内容に転載できること	

警察本部、警察署当直 日誌サブシステム	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	取扱事案等を記録でき、甲が指定する様式（処理報告書）で印字又は E X C E L 形式での出力ができること	
	取扱事項の件数等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式での出力できること	
警察安全相談管理サブシステム	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	相談ごとに、相談者の人定、相談内容、担当者等を記録できること	
	継続しての相談があった場合、一連の相談として記録できること（継続対応カード）	
	相談の内容等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式で出力できること	
	各相談について、相談内容に応じて緊急性等を判断し、処理状況の把握ができること	
	警察庁相談情報管理業務へ必要情報の提供が可能であること（記録媒体による提供）	
	相談内容が、ストーカー・DV 等関係であれば、ストーカー・DV 等事案管理サブシステムへ必要情報の提供ができること（オンラインによる提供）	
	登録された相談内容について、人定、日時、場所、キーワード等で検索できること	
	検索した結果の必要項目を一覧表示し、一覧表示から選択して、詳細情報を表示・印字できること	
	甲が指定する統計機能を有すること	
告訴・告発管理サブシステム	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	告訴・告発ごとに、告訴・告発者の人定、告訴・告発内容、担当者等を記録できること	
	告訴・告発の内容等を甲が指定する様式で印字又は E X C E L 形式で出力できること	

	各告訴・告発について、処理状況の把握ができること	
ストーカー・DV等事案管理サブシステム	職位、階級、係単位及びその組み合わせで、アクセス権限を設定できること	
	警察安全相談管理サブシステムからの必要情報の提供受け入れ及び本サブシステムへの新規での入力を可能とすること	
	事案内容に応じてランク付けし、ランクごとに処理状況の把握ができること	
	継続して対応が必要な場合は、その対応状況の記録ができること	
	事案ごとに甲が指定する様式（認知報告書及び継続対応カード）で印字又はE X C E L形式での出力ができること	
職務質問票（カード）管理サブシステム	職務質問において、必要な情報を記録でき、甲が指定する様式（職務質問票（カード））で印字又はE X C E L形式での出力ができること	
	地域警察官勤務日誌サブシステムの活動内容欄へ必要な情報を転載できること	
照会記録管理サブシステム	アクセスログから照会記録の点検に必要な情報を出力できること（C S V形式）	
勤務員情報管理サブシステム	各サブシステムで利用する勤務員（交番勤務員、当直担当者等）の人定情報を既存の人事管理システムから抽出し、既存のデータで不足している情報を加え登録する。（人事管理システムとのインターフェースについては、甲から提供する。）	

※ 仕様書に対する機能証明について、回答欄に○または×を記載すること。

※ 熊本県警察本部情報管理課への提出にあたっては、システム構築提案書及びシステム全体のデータ流れ図（系統図）を添付すること。

熊本県警察相談情報等一括管理システム開発業務委託において、上記の仕様を充たすことを証明します。

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

別添 3

### 役員等一覧

役職	氏名	氏名のか	性別	生年月日	住 所

上記役員等一覧に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について熊本県警察が調査することに同意します。

平成 年 月 日

住所

氏名(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)



**【注意事項】**

- 1 この書面に記載された全ての個人情報、熊本県個人情報保護条例の規定に基づいて取り扱うものとし、暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。また、これらの情報をもとに熊本県警察本部から取得した個人情報についても同様です。
- 2 この書面には、次に該当する者について全て記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
  - (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 一般（公益）社団法人又は一般（公益）財団法人については、理事
  - (5) （1）から（4）までに掲げる法人以外の法人については、（1）から（4）までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与する者として定められている者
  - (7) 個人については、その者
  - (8) 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任している場合については、支店長、営業所長その他の者
  - (9) 本入札に係る業務に実際に従事する予定の者が、支店、営業所等の場合については、当該支店、営業所等の支店長、営業所長その他の者（（8）に掲げる者は除く。）
  - (10) 当該法人が会社更生法（平成 14 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続中である場合は、（1）から（9）までに掲げる者のほか、管財人



正 誤

平成 2 5 年 3 月 2 2 日 付 け 熊 本 県 告 示 第 2 5 6 号 ( 保 安 林 の 指 定 の 解 除 の 予 定 ) 中 に 誤 り が あ っ た の で 、 次 の と お り 訂 正 す る 。

ページ	行	正	誤
4	2	田尻	田代